

第21回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成25年6月26日(水)午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

植田智彦(新任), 江種則貴, 佐藤元宣, 杉本正樹, 西本勝則(新任), 畑和行(新任), 原田武彦, 藤井紀子, 山本佐吉子(新任), 好永順二(五十音順, 敬称略)

[説明者]

奈原新二事務局長, 小鹿野智首席家庭裁判所調査官, 渡邊美恵子家事首席書記官, 原田浩一少年首席書記官, 佐藤文俊次席家庭裁判所調査官, 平野伸明次席家庭裁判所調査官, 松尾孝弘主任家庭裁判所調査官, 小田勝彦主任書記官

[事務担当者]

吉川裕司総務課長, 齊藤弘憲総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員会の傍聴についての報告

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から2人の委員が傍聴する旨報告

3 議事

「少年事件における被害者配慮制度の運用」について

説明者は, 少年審判手続における被害者配慮制度及び被害者調査について, 同制度の内容や広島家庭裁判所の運用状況を説明した。

その後, 各委員は, 事務担当者の案内により, 調査面接室, 少年訟廷書記官室及び

少年審判廷の施設をそれぞれ見学した。

[委員長]

前回の委員会では、「家事事件手続法の運用に関する広島家庭裁判所の取組について」というテーマで、委員の方々から大変有意義な御意見等をいただいたので、それらを踏まえ、特に広島家庭裁判所で使用している申立書等の書式について、更に分かりやすく、利用しやすいものに改訂したので、議事に入る前に報告する。

具体的には、相手方に送付する書類について、受け取った相手方が分かりやすいように、添付書類の一覧に簡単な説明を加えたほか、当事者の利便性を向上させるため、裁判所以外の相談機関である「法テラス」の案内を記載した。また、広島家庭裁判所で使用する各種書式を整理し、裁判所のホームページにある「広島家庭裁判所で使う書式」のコーナー (<http://www.courts.go.jp/hiroshima/saiban/tetuzuki/kasai/index.html>) に、記載例を含めた各種書式を掲載した。

[委員長]

本日のテーマは、「少年事件における被害者配慮制度の運用について」であるが、本委員会に対して、以下の事項を諮問したい。

- (1) 広報用のパンフレット等における被害者配慮制度の説明は、被害者が同制度の内容を理解し、同制度を利用できるようなものとなっているかどうか。
- (2) 意見陳述や家庭裁判所調査官（以下、「家裁調査官」という。）による調査において、被害者が自分の気持ちを正確に裁判所に対して伝え、あるいは、裁判所が被害者の知りたい情報を的確に把握できるようにするには、被害者に対してどのような配慮が必要か。
- (3) 被害者の意見を踏まえ、少年に対してどのような働き掛けをすることが望ましいか。

[委員]

犯罪被害者の中でも、特に性犯罪の被害者においては、警察署や検察庁で被害状況等に関する様々な事情聴取を受けており、家庭裁判所から書面が送付されてくること

自体がストレスになっていると思われるが、このような被害者に対して、どのような配慮がなされているのか。また、被害者が弁護士に委任している場合には、当該弁護士を通じて連絡する、あるいは、意見聴取の際に当該弁護士を同席させるなどの配慮がなされているのか。

[説明者]

すべての少年事件において、裁判官、家裁調査官及び書記官との間で、被害者配慮制度に基づく照会を実施するかどうかの協議を行っており、その協議の中で、捜査段階における被害者の意向等を踏まえ、実施の判断を行っている。

特に、被害者の精神的なダメージが予測される場合には、警察の取調担当官に対して、被害者の供述時の様子を聴取するなどして情報を収集し、それらの情報を参考にしながら、裁判官、家裁調査官及び書記官との間で検討の上、調査等の方針を立てている。

また、被害者が弁護士に委任し、被害者配慮制度における各種申出の際に委任状が添付されている場合には、当然に当該弁護士に対して連絡の上、被害者の意向を確認するなどの相応の配慮を行っている。

なお、裁判所に対して委任状が提出されていないなど、被害者が弁護士に委任していることが把握できない場合もあり、そのような場合には、被害者本人に直接連絡をせざるを得ないと思われる。

[委員長]

被害者配慮制度は、少年事件に関して積極的に関与したい被害者を念頭に置いているが、実際には、少年事件には関与したくない被害者もいることから、このような被害者に対しても、裁判所としても十分に配慮していく必要がある。

検察官においては、被害者に対してどのような配慮を行っているのか。

[委員]

成人事件における被害者への配慮制度は定着してきており、警察の段階で相応の配慮がなされている。検察庁においても、チェックシート等を用いて情報の伝達や確認

を行っており、代理人が選任されているのに、それが把握できないということはない。

[委員]

少年訟廷書記官室を見学した際、受付のカウンターに「出頭カード」というのが置いてあったが、これは誰が記入するものなのか。

[説明者]

少年審判手続きにおいて、学校の教員等といった審判廷への在席を許可された者や、参考人が来庁した際、本人確認や日当等の支払のために必要な書面として、記入していただいている。

[委員]

「出頭」という文言は、「悪いことをした人が行く。」というイメージが非常に強く、抵抗感があるので、別の文言に変えた方がよいと思う。例えば、「来庁」という文言であれば、余り抵抗感がないので、よいのではないかと思う。

[委員長]

「出頭カード」の名称が変更できるかどうかを含め、今後検討させていただきたい。

[委員]

被害者が、受付カウンターに来庁した際、どのように呼ばれるのか。例えば、名前と呼ばれるのか、それとも、病院のように番号で呼ばれるのか。

[説明者]

多くの方が、被害者の方の名前が記載されている書記官が作成した書面を持参されるので、それを確認して被害者の方の名前で呼ばせていただいている。

[委員]

先ほど、少年訟廷書記官室を見学していただいたが、開かれた空間ではなく、出入りする者も付添人である弁護士がほとんどであり、被害者の方の名前を呼んだとしても、広く一般の来庁の方に知れてしまうことはないと思う。

[委員]

複数の被害者配慮制度を利用しようとした際、それぞれ個別に申出書の作成や身分

関係の添付書類が必要となり、手間がかかると思われるので、一度で手続が済まされるようにできないかと思う。

それから、「審判の状況説明」について、モデルケースを基に、少年の言動や反省等が記載されているが、被害者からすると、本当に少年がこのように反省しているかどうかについて、疑念を持つのではないかと感じた。例えば、時間の経過とともに、少年の言動がどのように変化したのか、裁判所が少年に対して、被害者側の訴えをどのように伝え、それに対して少年からどのような受け答えがあったのか等を説明した方がよいと思う。被害者に配慮して、被害者の生の声を聞いているのに、それが生かされていないと感じた。

また、「審判結果の通知」について、処遇に関する理由の説明は、素っ気なさ過ぎて分からないのではないかと感じた。処遇に関する様々な選択肢の中からこのような処遇を選択した理由や経緯について、もう少しかみ砕いて説明した方がよいと思う。

[委員]

「審判の状況説明」では、加害者である少年が、被害者の言葉をどのように受け止めたかということを丁寧に記載することで、被害者としても、自分の発言が少年に伝わっている、あるいは、少年も自分の発言を踏まえて反省してくれていると受け止められると思う。

[委員長]

これまでは少年との関係で処遇の選択に関する理由を記載していたが、被害者配慮制度が創設され、審判の結果を被害者に通知することになったことから、被害者との関係を踏まえ、処遇の選択に関する理由等の記載を変えていくべきかについては、今後、検討の余地があるかと思う。

[委員]

少年審判手続は、非公開で行われていることから、公開で行われている手続と異なり、処遇の選択に関する理由等をすべて明らかにすることができない。しかし、被害者に対して審判の結果等を通知する以上は、被害者に理解できないようなものでは意

味がないので、被害者の意見が、審判に対してどのように反映されているのか、被害者が一番知りたいことについて、どの程度具体的に記載していくのが課題であると思う。

[委員長]

被害者の心の痛みや怒り等については、少年審判手続等を通じて、少年に対して伝え、少年の反省や内省の材料に利用しようとしているが、中には利用しにくい部分もある。一方で、被害者の意見等に捕らわれすぎると、全体のバランスが崩れてしまうことにもなりかねない。そのような中で、各裁判官は、被害者の意見等をうまく取り入れながら、審判に生かそうとしていると思う。

[委員]

少年に被害者の痛みや少年自身に罪の意識を理解させることは必要であり、それは、少年を更生させる上でも必要な部分であると思う。しかし、被害者側の一方的な感情等を少年に対して投げかけたとしても、少年が抱える様々な問題によって、更生の意欲が湧かないことがあり、そのような中で、被害者側の要素をどのようにして少年に示していくかが大変難しいところである。

[委員]

「審判の状況説明」を申出する際、説明方法として、口頭と書面の両方を求めることも考えられるので、「口頭及び書面による説明を求める。」という項目を設けた方が分かりやすいと思う。

[委員]

最高裁判所作成のパンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」の裏面には、「被害を受けた方の声をお聞かせください。」と記載されており、被害者配慮制度の積極的な利用を促しているように思う。各委員の意見等を踏まえると、被害者の心情等への配慮から、積極的な制度の利用を促すようなものではないと思われ、このパンフレット自体が実情と非常に異なっていると感じた。また、パンフレットの中に登場するカットについて、被害を受けられた方が、このカットを平然と見ることができる

のだろうかと感じた。このパンフレットは、被害者の方というよりは、むしろ、一般の方への認知を高めようとしているように思われ、パンフレットを通じて、被害者配慮制度と実情との隔たりを感じた。

[委員]

被害者が、審判の場で意見陳述を行う場合、加害者である少年と直接顔を合わせることで、様々な問題が生じるのではないかと危惧される。被害者が意見を陳述する際は、被害者との間で事前に打合せ等を行っているのか。

[委員]

被害者の方に対して、事前に意見の内容を確認することはない。被害者の中には、加害者である少年に対して、憎悪などの感情を打ち明けたいという方もおられると思うが、あくまで、被害者の意見陳述は、裁判官に対して行っていただくことになる。

もっとも、被害者の発言が度を越すようなことがある場合には、裁判官の訴訟指揮権に基づいて発言を制止することもあり得る。

[説明者]

被害者が審判で意見陳述を行う場面においては、家裁調査官が事前に被害者の方と面接調査をしていることが多く、その調査の中で、審判の傍聴を希望される被害者の方に対しては、審判傍聴の趣旨等を説明し、理解していただくようにしている。場合によっては、実際の少年審判廷を見ていただき、被害者の方の着席位置を説明するなどしている。また、極めて不規則な感情任せの発言をされると、その後の傍聴が難しくなる等の注意も行っており、被害者の方に少年審判というものを事前に理解していただいた上で、審判の傍聴を行っていただくよう努めている。

[委員]

被害者配慮制度の運用状況の説明において、被害者側が、記録の閲覧謄写を求めた際、個人情報等をマスキングする必要があり、閲覧謄写までに時間を要する場合があるとのことであったが、弁護士会の中では、審判が事実上終了した段階で閲覧謄写が可能になることが多く、被害者側としては、審判や示談等の準備のために閲覧謄写を

希望しているので、速やかに閲覧謄写が可能となるようにして欲しいという意見があった。また、被害者の住所や電話番号といった個人情報にマスキングが確実になされているかどうかについて、若干心配があるという意見があった。

[説明者]

例えば、事件記録の冊数が四、五冊あり、閲覧謄写の範囲が一件記録全部という場合には、逐一書類を確認する必要があるので、若干時間を要することがある。

[委員長]

御要望の趣旨は理解できるので、その点については配慮させていただきたい。

[委員]

加害者にしてみれば、一般社会から隔離された生活の中で、自分の苦痛等に捕らわれてしまい、更生していくのに一番必要な被害者の心情やそれを自分がどのように受け入れるかということが希薄になる傾向が非常に強く、それが再犯に結び付いていると思う。被害者の意見を加害者に対して、審判の中で伝えることは簡単ではないと思うが、被害者配慮制度が、被害者の感情的な意味合いだけを伝えることに留まらないということに対して、非常に期待されているのではないかと思う。

4 次回の予定等

(1) テーマ

「広島家庭裁判所における広報活動について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成25年12月18日(水)午後3時

以上